

青森みちのくアプリ利用規約

2026年5月19日現在

青森みちのくアプリ利用規約（以下、「本規約」といいます。）は、株式会社青森みちのく銀行（以下、「当行」といいます。）が提供するスマートフォン向けアプリケーション「青森みちのくアプリ」（以下、「本アプリ」といいます。）を利用する場合の取扱いを明記したものです。

第1条. 「青森みちのくアプリ」の内容および利用

1. 本アプリでは、「第4条. サービスの内容」で定めるサービス（以下「本サービス」といいます。）をご利用いただくことができます。なお、本サービスを利用できるスマートフォンは、当行所定の機種（以下「指定機種」といいます。）に限られます。
2. 本サービスの利用は、日本国内に限られます。
3. 当行に普通預金口座（総合口座預金を含みます。）およびキャッシュカードをお持ちの個人のお客さまが対象です。個人事業主のお客さまによる事業性利用は、本サービスの対象外です。
4. 個人向けインターネットバンキング<青森みちのく>つないでネ！ット（以下、「IB サービス」といいます。）をご利用していないお客さまが本アプリの利用登録を行うと、「IB サービス」についても同時に利用登録されます。なお2026年5月以前から利用しているお客さまは、2026年5月以降のアップデートにより、旧データが移行されます。この際に本アプリに登録されている口座のうち「IB サービス」の契約がない口座については、同時に「IB サービス」の利用登録がされます。
5. 当行がお客さまについて「IB サービス」の利用を認めなかった場合、お客さまは、本サービスの全部または一部についてこれを利用することはできません。
6. 未成年のお客さまのご利用には、法定代理人の同意が必要となる場合があります。

第2条. 規約等への同意

本規約および<青森みちのく>つないでネ！ット利用規定(以下「IB 利用規定」)にご同意いただけないお客さまは、本サービスの利用および本アプリのダウンロードができません。

第3条. ご利用条件等

お客さまは、本規約および「IB 利用規定」にご同意いただき、あらかじめ本アプリをお客さまのスマートフォン（指定機種）において利用できる状態にした上で、以下の条件を全て充足する場合に限り、本サービスを利用することができるものとします。ただし、第4条. に定めるサービスのうち「各種情報配信サービス」「ワンタイムパスワードサービス」および「普通預金口座開設サービス」をご利用される場合はこの限りではありません。

1. 第5条. に基づく利用登録が完了していること。
2. 第6条. に基づくアプリ暗証番号の登録が完了していること。

3. 第7条. に基づく本人確認が完了していること。

第4条. サービスの内容

本アプリでは以下のサービスをご利用いただくことができます。

1. 登録口座の照会サービス

- (1) 当行所定の手続きでご登録いただいた口座の残高、入出金明細の口座情報を照会・保存することができます。
- (2) 残高等の口座情報は当行所定の時刻における内容であり、お客さまが口座情報の照会を行った時点の内容とは異なる場合があります。なお、これに起因してお客さまに損害が生じた場合、当行は賠償責任を負いません。
- (3) ご照会いただける入出金明細の内容は、当行所定の期間内のものになります。
- (4) お客さまからの依頼に基づいて当行が回答した口座情報は、残高、入出金明細等を当行が証明するものではなく、回答後であっても必要により、当行が変更または取消等を行う可能性があります。このような変更または取消のために生じた損害について当行は賠償責任を負いません。

2. 各種情報配信（プッシュ通知）サービス

- (1) 当行は本アプリおよびプッシュ通知機能を利用してキャンペーン情報、広告、各種情報等を提供します。配信を希望されない場合は、お客さまご自身でお知らせ受信の設定をオフにしてください。
- (2) プッシュ通知は端末の位置情報と連動して通知する場合があります。位置情報の利用許可は設定画面で変更可能です。

3. 税金・各種料金払込みサービス（Pay-easy）

- (1) 税金・各種料金払込みサービス（Pay-easy）（以下「Pay-easy」といいます。）は、当行所定の収納機関に対し、本アプリに登録した口座から払込資金を引き落とすことにより、税金、各種料金等の払込みを行うことができるサービスをいいます。
- (2) 本サービスでは、『IB 利用規定 21.税金・各種料金等払込みサービス「Pay-easy（ペイジー）」』に定める内容を適用します。
- (3) 民間収納機関にて「Pay-easy」のご利用には、本条8に定める「ワンタイムパスワード」の利用登録が必要です。

4. 振込・振替サービス

- (1) 振込・振替サービスは、本アプリに登録した口座から振込や振替ができるもので、「IB 利用規定 13.振替 14.振込」に定める内容を適用します。
- (2) 振込・振替サービスの利用には、本条8に定める「ワンタイムパスワード」の利用登録が必要です。

5. ことら送金サービス

(1) 内容

- ① ことら送金サービスは、当行が、お客さまの依頼に基づき、「IB サービス」の「申込人口座」のうちお客さまの指定する普通預金口座よりお客さまの指定する金額を引落しのうえ、お客さまの指定する当行の国内本支店の預金口座又は当行の承認する他の金融機関の国内本支店の預金口座もしくは他の金融機関もしくは資金移動業者が為替取引に係るサービスを提供するために利用者ごとに開設されるアカウント宛に資金移動するサービスです。
- ② お客さまの依頼に基づき当行が発信した送金について、送金先の金融機関もしくは資金移動業者から当行に対して送金内容の照会があった場合には、当行は依頼内容についてお客さまに照会することがあります。この場合は、速やかに回答してください。
当行の照会に対して相当の期間内に回答がなかった場合、または不適切な回答があった場合は、これによって生じた損害について、当行は責任を負いません。
また、入金口座なし等の事由により送金先の金融機関等から送金資金が返却された場合には、送金資金を引落した口座に入金します。

(2) 利用限度額

1日あたり(1日の起点は毎日午前零時とし、以下も同様とします)の利用限度額は、当行所定の金額とします。

なお、利用限度額は、本サービスの画面上で変更することができます。

ただし、その上限は、当行所定の金額の範囲内とします。

なお、利用限度額を超えた送金金額の取引依頼については、当行は取引を実行する義務を負いません。

(3) 取引の手続き等

- ① 送金の手続きは、当行所定の時間内に受付し、手続きします。なお、やむを得ず、当行はお客さまに事前に通知することなくこれを変更する場合があります。また、送金先または送金元の金融機関または資金移動業者の利用時間の変動等により、当行の定める利用時間内でも利用ができない場合があります。
- ② 当行は送金の依頼内容が確定した後、即時に送金資金、送金手数料をお客さまの指定する「ご本人口座」から引落します。
- ③ 前号の送金手続きにかかる領収書等の発行はいたしません。

(4) 送金依頼の取消、変更等

- ① ことら送金の依頼は、取消しまたは変更をすることはできません。
- ② お客さまは、ことら送金の依頼内容に誤りがあった場合には、送金先との間でこれを解決するものとし、当行は責任を負いません。

(5) ことら送金サービスの利用には、本条8に定める「ワンタイムパスワード」の利用登録が必要です。

(6) その他詳細については、「ことら送金サービス利用」に定める内容を適用します。

6. 見守りサービス

(1) 内容

口座情報の提供先として登録されたご家族等(以下「照会者」といいます)が口座情

報を提供するお客さま(以下「被照会者」といいます)の普通預金口座の「残高」・「入出金明細」を照会し、入出金が発生した場合に通知を受け取ることができます。

(2) 利用登録

被照会者および照会者に見守りサービスの契約がある場合、被照会者が見守りサービス上で照会者の登録をすることで、家族口座照会の利用登録ができます。

(3) 登録内容の変更、通知の停止・再開

- ① 被照会者は、見守りサービスで登録内容の変更および通知の停止・再開ができます。
- ② 照会者は、見守りサービスで通知の停止・再開ができます。ただし、登録内容の変更はできません。

(4) 家族口座照会の終了

被照会者は、見守りサービスで家族口座照会を終了できます。照会者による家族口座照会の終了はできません。

7. 目的別預金

(1) 内容

目的別預金では、本アプリ上でお客さまが貯蓄目的ごとに目標金額、目標期限等を設定し、貯蓄の進捗状況を管理できます。

(2) 口座開設

- ① 目的別預金口座は、当行が、本サービスによるお客さまの依頼に基づき、本アプリへ登録済口座のうち、お客さまの指定する普通預金口座を「紐づけ口座」として、本アプリに開設できる貯蓄預金口座です。開設にあたっては、本アプリ上で所定の方法によりお申し込み手続きを行ってください。なお、開設できる目的別預金口座は1個に限られます。
- ② 目的別預金口座は、通帳およびキャッシュカードは発行いたしません。
- ③ 目的別預金口座は、本アプリでのみご利用いただける口座です。
- ④ 目的別預金口座の開設にあたり、当行は、お客さまごとに目的別預金用 ID(本アプリ上で自動的に割り当てられる8桁の数字)を割り当てます。お客さまの目的別預金用 ID は、本アプリの「目的別預金 設定」画面で確認できます。
- ⑤ 目的別預金口座においては、その残高を、お客さまの指定する目的ごとに分別管理することができます。なお、目的が特定されない残高については「フリースペース」として管理します。

(3) 取引の制限

- ① 既存の貯蓄預金口座を目的別預金口座へ切り替えることはできません。また、目的別預金口座を媒体発行方式の貯蓄預金口座へ切り替えることもできません。
- ② 目的別預金口座での入出金は、本アプリを通じた紐づけ口座との間での振替に限定されます。
当行本支店窓口や現金自動預払機での取引はできません。
また、各種料金の自動支払口座への指定、給与・年金および配当金の自動受取口座としての指定、「IB サービス」への申込口座登録もできません。
- ③ 取扱店

目的別預金の取扱店は紐づけ口座の取扱店とします。

(4) 振替

お客さまは、本アプリ上で紐づけ口座と目的別預金口座の間で預金を双方向に振り替えることによって、目的別預金口座を利用することができます。

貯蓄預金規定や振込規定等に関わらず、振込、入金、出金をすることはできません。

(5) 自動振替(積立)

- ① 目的別預金口座では、目的ごとに、積立周期や積立日、積立金額を設定することができます。
- ② ご指定の積立日には、紐づけ口座から目的別預金口座の特定の目的に積立金額の預金を振り替えし、本アプリ上では、目的別預金口座の特定の目的への積立入金として扱います。なお、同一月に手動で振替を行っても、自動振替は実施されません。ただし、積立金額をすべて当該目的別預金口座の特定の目的に振り替えるとその特定の目的の残高(グループ預金を設定されている場合はその合計残高)が設定された目標金額を超える場合、超える部分は「フリースペース」の残高とします。
- ③ 積立日を毎月 29 日～31 日で設定した場合で、当該日が存在しない月はその月の月末日を積立日として取り扱います。
- ④ 積立日が、1 月 1 日から 1 月 3 日にあたる場合、1 月 4 日に積立を行います。
- ⑤ 以下の場合、自動振替は行われません。
 - a. 目的別預金口座の特定の目的の残高(グループ預金を設定されている場合はその合計残高)が設定された目標金額に到達している場合。
 - b. 残高不足等により、紐づけ口座から積立金額が出金できない場合(紐づけ口座において貸越することによる出金はいたしません)、およびその後追加で入金があった場合。
- ⑥ 自動振替設定の登録・変更・削除は振替日の前日までに実施してください。

(6) グループ預金

- ① お客さまが指定した特定の目的について、第三者と共同して、その目標金額に対する貯蓄することができます。(以下「グループ預金」といいます)
- ② グループ預金の設定にあたっては、特定の目的を共有する第三者の目的別預金用 ID を、登録してください。当該第三者が承認することにより、グループ預金の設定が完了します。
- ③ お客さまは、グループ預金を設定された第三者の目的別預金口座のうちグループ預金を設定された特定の目的の残高を確認することができます。
- ④ グループ預金を設定された第三者は、お客さまの目的別預金口座のうちグループ預金を設定された特定の目的の残高を確認することができます。

(7) 目的別預金口座の解約等

- ① 本アプリからお客さまによる目的別預金口座の解約手続きをした場合、目的別預金口座は解約されます。

ただし、お客さまの利用状況によっては、目的別預金口座が解約されない場合があります。

- ② 目的別預金口座の解約により、目的別預金口座の残高は、全額紐づけ口座へ入金されます。
- ③ 紐づけ口座の解約にあたっては、目的別預金口座の解約が必要です。
8. ワンタイムパスワードサービス
ワンタイムパスワードサービスは、当行が指定する本アプリおよび「IB サービス」の一部のサービスのご利用時および取引時の本人確認に必要となる、可変的なパスワードを生成するサービスをいいます。
9. 「IB サービス」への自動ログイン
本サービスの利用登録が完了しているお客さまは、本アプリから「IB サービス」の各種取引画面へ遷移する際に、「IB サービス」のログイン操作を省略することができます。
10. 定期預金のお預入れ・お引出し・書替他
「IB 利用規定 15.定期預金のお預入れ・お引出し・書替他」に定める内容を適用します。
11. 積立定期預金のお預け入れ・お引出し他
「IB 利用規定 16. 積立定期預金のお預け入れ・お引出し他」に定める内容を適用します。
12. 外貨預金のお預入れ・お引出し
「IB 利用規定 18.外貨預金のお預入れ・お引出し」に定める内容を適用します。
13. 投資信託
「IB 利用規定 19.投資信託サービス」に定める内容を適用します。
14. 住宅ローン繰上返済・固定金利特約予約サービス
「IB 利用規定 20.住宅ローン繰上返済・固定金利特約予約サービス」に定める内容を適用します。
15. 住所変更受付
「IB 利用規定 23.住所変更」に定める内容を適用します。
ご利用には、本条 8 に定める「ワンタイムパスワード」の利用登録が必要です。
16. 喪失・再発行受付
(1) 内容
- ① お客さまの指定する普通預金口座または貯蓄預金口座について、通帳・キャッシュカード（クレジット一体型キャッシュカードを含む）・届出印の喪失をお届けいただけます。
- ② 本手続きにより、当行では喪失物を利用した取引を停止します。
また、一部の喪失物を除き、喪失手続き完了後に、続けて再発行のお申込みが可能です。
なお、クレジット一体型キャッシュカードを喪失された場合は、本手続きに加えて、別途、各クレジットカード会社所定の喪失手続きが必要となります。
本サービスの手続きのみではクレジットカード機能がただちに停止とならず、不正利用される可能性がありますので、必ず手続きください。
なお、Michinoku Card（クレジット一体型キャッシュカード）は、本サービスでは再発行の手続きができません。当行本支店窓口へご来店のうえ手続きください。
- ③再発行の受付にあたっては、当行所定の手数料をお客さまの指定する口座より、各種預金規定にかかわらず、通帳および払戻請求書等の提出を受けることなく引

き落とすこととします。

次の喪失届・発見届・再発行の申込の受付はできません。当行本支店の窓口での手続きが必要となります。

- a.普通預金、貯蓄預金以外の科目の通帳やキャッシュカードおよび届け出印の喪失届・発見届・再発行の申込
- b.ローンカード等の喪失届・発見届・再発行の申込
- c.再発行を受付済の通帳やキャッシュカードの発見届

(2) 通帳・キャッシュカード等の交付

本サービスの受付により再発行された通帳、キャッシュカード等は、お客さまの届出住所あて送付します。

(3) 取引の手続き

喪失届および発見届は、原則、お客さまによる依頼が完了され次第、手続きします。再発行手続きは、当行所定の時間内に受け付けし、手続きします。なお、それぞれ依頼内容が確定した後は、依頼内容の変更または撤回はできません。

(4) ご利用には、本条8に定める「ワンタイムパスワード」の利用登録が必要です。

17. 普通預金口座開設サービス

本アプリから普通預金口座開設の申込みができます。

本アプリから開設する普通預金口座の内容や、お申込みいただけるお客さまの条件は、当行ホームページや本アプリの申込画面に記載いたします。なお、条件を満たしている場合であっても、総合的な判断により、口座開設をお断りする場合があります。

第5条. 利用登録および登録情報の変更

1. お客さまが本サービスをご利用になるためには、あらかじめお客さまがご利用されるスマートフォン等にて、メールアドレス、普通預金口座の店番・口座番号、キャッシュカード暗証番等、当行所定の事項を入力の上、利用登録を行う必要があります。また、届け出と異なるキャッシュカード暗証番号等の入力が入行所定の回数以上連続して行われた場合、その時点で当行は本サービスの利用登録手続等を停止します。利用登録手続等を再開するには、当行所定の方法により届け出てください。
2. お客さまが「IB サービス」をご利用されていない場合、前項の登録は「IB サービス」の利用申込を兼ねるものとします。ただし、「IB 利用規定7.本人確認(1) 暗証番号等の登録」については、お客さまは別途登録を行うものとします。
3. お客さまの「IB サービス」の代表口座を本サービスの代表口座とし、代表口座を変更することはできません。

第6条. アプリ暗証番号の登録

お客さまは、本サービスをご利用になる際に、あらかじめお客さまのスマートフォンより本アプリでご利用するアプリ暗証番号をアプリに登録するものとします。アプリ暗証番号は、アプリ上で随時変更できます。

第7条. 本人確認

1. 本アプリ起動時は、アプリ暗証番号により本人確認を行います。当行が認識したアプリ暗証番号が、あらかじめお客さまが当行へ登録した内容と一致した場合、当行は契約者からの依頼と認め、取引を受付けます。
2. 生体認証機能（お客さまがご自身の端末に登録されている生体認証情報を利用する方法をいいます）を利用するとアプリ暗証番号の入力を省略することができます。ただし、生体認証のご利用は、当行所定の機能を備えるスマートフォン等に限りです。本サービスのご利用における本人確認は、お客さまのスマートフォン等から当行に送信していただくアプリ暗証番号、その他当行所定の認証情報を当行が照合することにより行ないます。生体情報は当行では取得・保存しません。

第8条. アプリ暗証番号等の管理

お客さまは、お客さまのスマートフォン等が第三者の手に渡り、かつアプリ暗証番号等が知られた場合には、当該第三者により本サービスが不正利用されることによりお客さまの情報が外部に漏れたり、お客さまに損害が発生したりする可能性があることを十分認識した上で、お客さまの責任においてスマートフォン等およびアプリ暗証番号等を厳重に管理し、これらを第三者に貸与または開示してはならないものとします。

第9条. スマートフォン等の管理

1. お客さまは、本アプリをインストールしたスマートフォン等が第三者に渡らないように厳重に管理するものとし、紛失・盗難に遭わないよう充分注意するものとします。
2. お客さまは、本アプリをインストールしたスマートフォン等がコンピューターウイルスや不正プログラムに感染しないよう充分注意するものとします。セキュリティ対策ソフトの導入等の対策をおすすめします。
3. スマートフォン等について紛失・盗難に遭われた場合には、すみやかに通信事業者へ回線停止の手続きを行うとともに、当行へ届出してください。

第10条. 利用の停止・解除および再開

1. アプリ暗証番号を当行所定の回数以上誤って入力された場合、本アプリの利用ができなくなります。
2. 前項により利用停止または利用解除となった場合、本アプリで所定の操作を行うことで本サービスの利用を再開できます。
3. 次の各号の事由が一つでも生じた場合は、当行は契約者になんら通知を発信することなく即時に「本サービス」を解約する場合があります。
 - (1) 「本サービス」について1年以上にわたり取引がない場合、または届出事項を変更した場合。
 - (2) 「支払の停止」または「破産」もしくは「民事再生手続の開始」または類似の申立

等があったとき。

- (3) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- (4) 住所変更の届出を怠るなど、お客さまの責に帰すべき事由によって、当行においてお客さまの所在が不明になったとき。
- (5) 当行に支払うべき所定の手数料を支払わないとき。
- (6) お客さまが本規約の各条項に違反した場合等、当行が解約を必要とする相応の事由が生じた場合。
- (7) 本サービスに登録した「代表口座」が解約となったとき。
- (8) 相続の開始があったとき。

4. 前項のほか、次の各号のいずれかに該当し、お客さまとの取引を継続することが不適切である場合には、当行はお客さまに通知することにより「本サービス」を解約することができるものとします。

(1) お客さまが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）に該当し、または次の各号のいずれかに該当することが判明した場合。

- ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
- ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
- ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
- ⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

(2) お客さまが自らまたは第三者を利用して次いずれかに該当する行為をした場合。

- ① 暴力的な要求行為
- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
- ⑤ その他前記①から④に準ずる行為

5. この契約が解約等により終了した場合には、その時まで振込・振替の処理が完了していない取引の依頼については、当行はその処理をする義務を負いません。

第11条. 本アプリの初期化

お客さまは、当行所定の方法により、本アプリを初期化することができます。この場合、本アプリで保持している各種情報は消去されますが、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

第12条. 免責事項

1. 機種変更、端末初期化、圏外時の利用、障害の発生その他のスマートフォンおよびその利用の状況、通信機械およびコンピューター等の障害および回線障害ならびに電話の不通により、取引の取扱いが遅延もしくは不能となった場合、本サービスに関して当行から送信した情報の伝達が遅延もしくは不能となった場合または本サービスを利用して保存した情報・データが喪失した場合、それにより生じた損害について当行は一切の責任を負いません。
2. 災害・事変等当行の責めに帰すことのできない理由、または裁判所等公的機関の措置等やむをえない事由により、本サービスの取扱いが遅延または不能となった場合、それにより生じた損害について当行は一切の責任を負いません。
3. お客さまのアプリ暗証番号等が第三者に使用されたことにより生じた損害について当行は一切の責任を負いません。
4. 前各項において当行の責に帰すべき事由によりお客さまに損害が生じた場合でも、特別損害、間接損害、逸失利益等について当行は責任を負いません。ただし、当行に故意または重大な過失がある場合はこの限りではありません。

第13条. 権利帰属等

1. お客さまは、本サービスに基づく利用者の権利を譲渡または質入れできません。
2. 当行は、お客さまによる本アプリのプログラムおよび本アプリに付帯する情報の転載・複製・転送・改変・リバースエンジニアリングまたはこれらに類する行為を禁止します。
3. 本アプリの著作権その他の知的財産権は、当行または正当な権利を有する第三者に帰属します。

第14条. 利用者責任

1. お客さまが本規約に違反したこと、または第三者の権利を侵害したこと、その他お客さまの責めに帰すべき事由により第三者から受けたクレーム・請求等については、お客さまの責任において解決するものとします。
2. お客さまが本規約に違反し、これにより当行または第三者に損害が発生した場合、お客さまがこれを賠償する責任を負います。

第15条. サービスの改廃

1. 当行は、本サービスの種類・内容を変更する場合があります。また、本サービス改廃のために一時的にサービスのご利用を停止することがあります。
2. 前項の改廃については、当行の定める方法にて告知することとします。

第16条. 規約の変更

1. この規約の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
2. 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

第17条. サービスの終了

1. 当行では、当行の都合で本サービスを終了することがあり、この終了によって生じた損害について当行は一切の責任を負いません。
2. お客さまがアプリに登録しているすべての口座契約を解除された場合は、本サービスの利用も自動的に終了するものとします（ただし、各種情報配信サービスのみを利用される場合はこの限りではありません）。
3. 当行所定のインターネットバンキング契約を解約された場合、関連機能の利用は自動的に終了することがあります。

第18条. 顧客情報の取扱い

本サービスの利用に関し、当行はお客さまの情報を本サービスの提供に必要な範囲に限り、当行の関連会社、代理人、またはその他の第三者に処理させることができるものとします。また、当行は、法令、裁判手続その他の法的手続、または監督官庁により、お客さまの情報の提出を求められた場合は、その要求に従うことができるものとします。

第19条. 本サービスのご利用に際してのご注意

1. 本サービスの利用および本アプリのダウンロードには別途通信料がかかり、お客さまのご負担となります（バージョンアップの際や本アプリが正常に動作しないことにより再設定などで追加的に発生する通信料も含まれます）。
2. お客さまは、日本国政府および関連する外国政府の必要な許可を得ることなく本アプリを日本国から輸出してはなりません。
3. 本サービスを利用するためにお客さまがご利用になるスマートフォンを変更する場合には、旧スマートフォンから本アプリを必ず削除してください。また、スマートフォンを処分する際も、当該スマートフォンから本アプリを必ず削除してください。
4. スマートフォンから本アプリを削除した後に、同一のスマートフォンで本サービス

- をご利用いただく場合には、再度、本アプリをダウンロードしていただいたうえで、第5条に基づき当行へのアプリ暗証番号の届出を行っていただく必要があります。
5. 第三者の作成した類似アプリにご注意ください。アプリ暗証番号等を抜き取る、あるいは操作によりウイルスに感染させる目的の悪意ある本アプリと類似したアプリが公開されている可能性があります。これらアプリを使用されると、お客さまのアプリ暗証番号等やスマートフォン内の情報が漏えいする可能性があります。
 6. スマートフォンのセキュリティ対策を行ってください。不正なアプリや不審なウェブサイトの閲覧でウイルス感染や不正プログラムがインストールされる可能性があります。セキュリティ対策ソフトを導入するなど、セキュリティ対策をおすすめします。
 7. 本アプリで提供するクーポンについては、プラットフォーム提供者（Apple Inc.等）は一切関与していません。

第20条. 規約の準用

本サービスに関し、本規約に定めのない事項については、当行の各種規定に従って取扱います。

第21条. 準拠法・管轄

本ご利用条件の準拠法は日本法とします。

ご利用条件に基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当行本店の所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とします。

以上